

要 望 書

広域行政圏は、これまで、創造性と多様性に富んだ豊かな地域社会の形成をはじめ、地域間の連携意識の醸成、地域福祉向上のために重要な役割を果たしてきた。

今日、平成の大合併に基づく地勢図の変化や三位一体の改革による行財政基盤の確立などにより、住民に身近で総合的な行政サービスを提供する市の役割がますます重要なものとなる中、広域行政圏は、真の分権型社会の構築及び行政運営の効率化を図る上で、一躍を担うものである。

平成18年4月1日に1,820となった市町村合併については、相当の進展を見たところであるが、政府は、合併新法下における新しいまちづくりを実現するため、平成17年8月「新市町村合併支援プラン」を取りまとめ、引き続き自主的な市町村合併を推進している。

こうした中、本協議会は、平成17年8月、市町村合併を踏まえた新たな地方自治構築に向けて、広域行政圏及び広域行政機構のあり方等についてアンケート調査を実施した。同調査では、市町村合併に伴う新たな行政事務等の問題点が指摘されたが、これら諸課題の解決こそ、新たな地方行政運営を進める上で、極めて重要である。

よって、国におかれては、平成19年度の広域行政圏施策の拡充強化を図るため、下記事項の実現方について強く要望する。

記

(1) 平成の大合併により、日常の社会生活圏及び広域行政圏単位が大きく変化する中においても、依然として広域的な事務・事業は存在するため、平成の大合併を踏まえた広域行政圏の具体的な指針を早急に明示すること。

また、新たな広域行政機構の構築を図るとともに、財政支援措置を講じること。

(2) 広域行政圏における地域の活性化に向け、循環型社会形成、少子・高齢化対策、地域資源活用促進、都市再生、地域情報通信基盤整備等の各事業を推進するため、地域活性化事業の拡充強化を図ること。

(3) 地域経済の活性化、地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、地域再生関連対策の拡充強化を図ること。

(4) 広域行政圏の一層の活性化を図るため、ふるさと市町村圏基金について見直しを図ること。

(5) 平成の大合併による市域の広域化に伴い、広域交通ネットワークの整備、地域医療体制の確保等の必要性が生じており、これらの行政施策に対する財政支援措置の拡充強化を図ること。

(6) 広域行政圏を構成している地方公共団体のうち、合併できない団体に対しては、地方交付税等による財政支援措置の拡充強化を図ること。